

【商品概要説明書】



大阪府警察信用組合

大口定期

(令和7年5月1日現在)

商品名（愛称）		自由金利型定期預金（大口定期）
販売対象		個人及び法人のお客さま
期 間		[定型方式] 1か月、3か月、6か月、1年、2年、3年、4年、5年 [期日指定方式] 1か月超5年未満で上記以外のもの ※上記「定型方式」は、原則として自動継続の取扱いとさせていただきます。この場合は、満期日に前回と同じ条件で自動的に継続されます。
預 入	預入方法	現金又は他口座からの振替によりお預け入れいただけます。
	預入金額	1,000万円以上
	預入単位	1円単位
払戻方法		元金は満期日以降、利息とともにお支払いいたします。
利 息	適用金利	預入（継続）日に店頭に表示する利率を適用します。 ※原則、月の初めに見直します。預入利率は満期日まで変わりません。
	中間利払	期間が2年以上のものは、預入日から1年ごとに、下記「中間払利率」で計算した利息をお支払いします。ただし、満期日までの期間が1年未満の場合は、中間利払いは行いません。 [中間払利率] 約定利率×70%（小数点第4位以下は切捨てます。） [支払方法] ご指定の普通預金口座に自動的に入金します。
	計算方法	付利単位を1円とした1年を365日とする日割による計算
	満期時利息の支払方法（自動継続扱いの場合）	次の2つからお選びいただけます。 ◎継続時にご指定の口座に自動入金する方法 ◎継続時に元金に組入れる方法（2年、3年、4年、5年ものは選択できません。）
	期限後利息	満期日から解約（継続）日の前日までの日数について、解約（継続）日の普通預金利率により計算した利息をお支払します。
利子課税		[個人のお客さま] 20%の源泉分離課税（国税15%、地方税5%） ※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの25年間、復興特別所得税が追加課税されることにより、20.315%の源泉分離課税（国税15.315%、地方税5%）となります。 [法人のお客さま] 総合課税 ※非課税法人の場合は非課税
手数料		なし
リスクに関する事項		なし
付加できる特約事項		個人の自動継続扱いのものは総合口座の担保とすることができます。 ※貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.50%を上乗せした利率が適用されます。

中途解約時の取扱い	満期日前に解約する場合は、下記の「期限前中途解約利率」（小数点第4位以下切捨てます。）により、預入日から解約日の前日までの日数について利息を計算し、元金とともにお支払いします。 中間払利息が支払われている場合で、中途解約利息額がすでにお支払いした中間利息額よりも少ない場合、その差額を元金より清算させていただきます（中途解約時にお返しする定期預金元本が、預入時の定期預金元本を下回る場合があります。）のであらかじめご了承ください。 【期限前中途解約利率】 ①預入日から1か月未満で解約する場合 下記の算式のうち最も低い金利（小数点第3位以下は切捨てとし、計算した利率が0%を下回るときは0%とします。） A. 中途解約日の普通預金利率 B. 約定利率 × 70% C. 約定利率 － $\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定期間} - \text{預入期間})}{\text{預入期間}}$ ②預入日から1か月以上で解約する場合 下記の算式のうち最も低い金利（小数点第3位以下は切捨てとし、計算した利率が0%を下回るときは0%とします。） A. 約定利率 × 70% B. 約定利率 － $\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定期間} - \text{預入期間})}{\text{預入期間}}$ ※基準利率とは、中途解約する当該自由金利型定期預金と同じ満期日の自由金利型定期預金を中途解約日に新たに作成する場合に適用される当組合所定の利率をいいます。
利率情報の入手方法	利率は店頭の金利表示ボードに表示されます。
苦情処理措置・紛争解決措置	【苦情処理措置】 ご契約内容や商品に関する苦情等は、営業店又は業務部にお申し出ください。 【大阪府警察信用組合業務部】 06-6941-2003 受付日：月曜日～金曜日（祝日及び組合の休業日は除きます。） 受付時間：午前9時～午後5時 なお、苦情等対応手続きについては、別途リーフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当組合ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス https://osaka-keishin.co.jp/ 【紛争解決措置】 公益社団法人民間総合調停センター（電話：06-6364-7644）又は東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249）で紛争の解決を図ることも可能ですので、上記当組合業務部又はしんくみ相談所にお申し出ください。また、お客さまから直接、民間総合調停センターや仲裁センター等にお申し出いただくことも可能です。 なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。さらに、東京都以外の地域のお客さまからの申立については、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で以下の手続を進める方法もあります。 ①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。 ②現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決にあたります。 ※移管調停、現地調停は、全国の弁護士会で実施しているものでありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。 【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】 受付日：月曜日～金曜日（祝日及び協会の休業日は除きます。） 受付時間：午前9時～午後5時 電 話：03-3567-2456 住 所：〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5
その他参考事項	一部解約はできません。 この預金は、「自由金利型定期預金規定」及び「自動継続自由金利型定期預金規定」によりお取扱いたします。 なお、令和3年4月から「自由金利型定期預金規定」による新規のお取扱いは、定期預金通帳式に限定しております。 この預金は預金保険の対象であり、同保険の範囲内で保護されます。